

# 令和7年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告 令和8年度 市・県民税〔住民税〕申告のご案内

【受付会場】七塚健康福祉センター(1階 多目的ホール)

受付対象	日 程（※土・日・祝日を除きます）	受 付 時 間	市会場 待ち時間
確定申告 市・県民税 申告	<b>2月16日(月)～3月16日(月)</b>	(午前の部) 午前9時～12時 ※会場の混雑状況により受付終了 時間を繰り上げることがあります。	
	<b>金沢税務署支援員(税理士)配置期間</b> <b>2月16日(月)～3月2日(月)</b>	(午後の部) 午後1時～ 4時	
	<b>【時間延長受付】2月26日(木)、2月27日(金)</b>	※左記時間延長受付の2日間は 午後7時まで申告受付を行います。	

- ◇JA石川かほく職員による農業所得の収支相談と申告書の作成受付日程はJA石川かほくにご確認ください。
- ◇市HPでは申告会場の現在の待ち時間をご確認いただけます。
- ◇市の申告会場では国税庁にデータ送信するため受付印は押印できません。  
また、令和7年1月より、税務署においても申告書等の控えに受付印の押印は行なっておりません。

◇以下の所得や控除等を申告する方は、**金沢税務署での確定申告をお願いします。**

- 住宅借入金等特別控除(初めて受ける方)
- 土地・建物・株式等の譲渡所得や損失
- 山林所得や先物取引・仮想通貨に係る所得
- 青色申告
- 雑損控除

◇令和6年能登半島地震によって住宅や家財などに損害を受けられた方で、令和7年中に災害関連支出があったときは、一定の控除(雑損控除)を受けられる場合があります。詳細は金沢税務署にお問い合わせください。

※その他の災害でも同様です。

なお、確定申告で雑損控除を受けられた場合は、市・県民税の手続きは不要です(確定申告内容に基づいて控除計算されます)。

◆金沢税務署(駅西合同庁舎3階) 【TEL:076-261-3221(自動音声案内)】

国税庁 LINE



**2月16日(月)～3月16日(月) 午前9時から午後4時まで (土・日・祝日を除く)**

**【休日受付】3月1日(日)** ※金沢税務署のみ実施です。

※税務署の申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。会場で当日配布されますが、

LINEアプリによる事前発行も可能です。詳しくは国税庁 HP(<https://www.nta.go.jp>)をご確認ください。

## 【申告方法について】

申告受付会場に来られなくてもご自身で申告ができます。ご都合に合わせてご利用ください。

24時間いつでも利用できます。(メンテナンス時間を除く)

※確定申告をすれば、市・県民税申告をしたこととなります。

確定申告	パソコン・スマホから電子申告(e-Tax)	お問い合わせ 金沢税務署 TEL:076-261-3221(自動音声案内) 確定申告書作成コーナーはこちら→	
	国税庁 HP 等で申告書を作成し、郵送提出	お問い合わせ eLTAX ヘルプデスク TEL:0570-081459 eLTAX 特設ページはこちら→	
市・県民税 申告	パソコン・スマホから電子申告(eLTAX)	お問い合わせ かほく市総務部税務課 TEL:076-283-1114 市・県民税申告方法の詳細はこちら→	
	市 HP で申告書を作成し、郵送提出		

## A. 【申告が必要な方】

令和7年1月～令和7年12月までの所得・控除等により、令和8年度の市・県民税〔住民税〕が計算されますので、以下に該当される方は申告の必要があります。

- 事業所得(営業、農業等)や不動産所得、一時所得等のある方
- 給与所得のみで ⇒ 退職等により年末調整をしていない方  
⇒ 医療費控除などの所得控除を受けようとする方
- 年金所得のみで ⇒ 『公的年金等の源泉徴収票』に源泉徴収税額のある方  
⇒ 国民健康保険料(料)などの社会保険料・生命保険料・医療費・扶養控除などの所得控除を受けようとする方
- 給与所得がある方で ⇒ 各種の所得金額の合計額が20万円を超える方
- 2カ所から給与のある方で ⇒ 主たる給与以外の給与収入と各種の所得金額の合計額が20万円を超える方
- 寡婦・ひとり親に該当する方で ⇒ 寡婦・ひとり親控除の適用がされていない方
- 障害者に該当する(介護認定等を受けている)方で ⇒ 障害者控除の適用がされていない方

### 令和7年中に所得がなかった方 や 市・県民税が非課税となる方でも！

以下の場合は、市・県民税(住民税)の申告が必要です。

- ①国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料の減額・免除の申請を行う場合
- ②所得額の記載がある非課税証明書の発行が必要な場合  
(例:市営住宅、児童手当、その他各種助成金等の手続き、勤務先等への扶養親族の届出など)

## B. 【年金受給者の方へ】

- 源泉徴収税額のある方は、申告を行えば税額が還付(お戻し)されることがあります。

(※年金振込通知書(文字が青色のハガキ)ではなく、「**令和7年分 公的年金等源泉徴収票**」を持参してください。)

- 「公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合」は、所得税(国税)の確定申告は不要ですが、市・県民税(住民税)申告は必要となります。

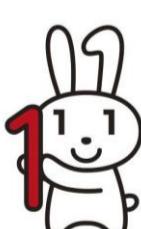
## A. B 共通【申告受付時に必要なもの】

↓以下の源泉徴収票や証明書等は、添付または提示が必要ですので、必ず原本をご持参ください。

- 給与所得や公的年金等の源泉徴収票
- 保険満期の通知や個人年金の支払証明書、支払調書
- 国民健康保険料(料)・介護保険料・後期高齢者医療保険料・  
国民年金保険料等の社会保険料控除証明書または領収書
- 生命保険料・地震保険料等の控除証明書
- 医療費控除における「医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書」、医療費通知
- 障害者手帳、要介護認定者の障害者控除対象者認定書
- 寄附金受領証(領収証)、寄附金(税額)控除のための書類
- 申告者本人名義の預金通帳の控え(源泉徴収税額が還付の場合)
- 利用者識別番号の確認ができるもの
- 納税者本人のマイナンバーカード または 通知カード及び写真付身分証明書(例:免許証)  
(※申告書を郵送する際は、写しを同封してください)
- 令和6年分確定申告書または令和7年度分市民税・県民税申告書の控え(昨年の状況等を確認するため)



e-Tax キャラクター  
「イータ君」



マイナンバー  
キャラクター  
「マイナちゃん」

・事業所得、不動産所得のある方は**「収支内訳書」**を作成して申告会場にお越しください。

・医療費控除のある方は**「医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書」**を作成して申告会場にお越しください。

様式は市HPから  
ダウンロード  
できます↓



※医療を受けた人と支払先(病院、薬局など)ごとに医療費を合計して明細に記載してください。  
※作成していない場合は受付できませんので、必ず作成の上、申告会場にお越しください。